

河川整備計画の位置付け

平成25年8月21日

国土交通省
中国地方整備局



河川整備基本方針 (河川法第16条)

佐波川水系河川整備基本方針
平成18年11月1日策定

- 策定者: 国土交通大臣又は都道府県知事
- 内 容: 基本方針、基本高水流量、計画高水流量、正常流量等

【手続き】

河川整備基本方針の案の作成



河川整備基本方針の決定

意見

社会資本整備審議会
(一級河川)
都道府県河川審議会
(二級河川)

河川整備計画 (河川法第16条の2)

- 策定者: 地方整備局長、都道府県知事
 - 内 容: 河川工事、河川の維持の内容
- 河川整備計画とは、概ね20～30年間の整備目標と工事内容を定める計画

【手続き】

原案



河川整備計画の案の作成



河川整備計画の決定

意見

学識経験者

・佐波川の未来を考える学識懇談会

意見

関係住民

・佐波川の未来を考える住民説明会
・佐波川原案に対する意見収集

現在

意見

地方公共団体の長

県知事



関係市町

河川工事、河川の維持